

市・県民税、所得税 申告

平成24年分の市・県民税、所得税の申告時期になりました。日時や必要書類を確認し、期限までに申告をしましょう。期間中は窓口が大変混雑しますので、郵送による提出やインターネットを利用した確定申告がお勧めです。

住宅借入金等特別控除 申告説明会(守谷市役所)

税理士の説明を受けながら自分自身で申告書を作成し提出します(予約不要)。

▼対象 次の全てに該当する方

- ・平成24年中に入居した方で、年末調整の済んでいる給与所得者の方
- ・医療費控除等の住宅借入金等特別控除以外の追加の申告をしない方
- ・ひとりりでローンを組んでいる方(連帯債務をしていない方)

※席に限りがあるため、参加は本人または代理人1人のみ(お子さん連れでの来庁はご遠慮ください)

▼日時
1月25日(金)
午前10時～
午後1時30分～

※所要時間約1時間30分

▼会場
市役所大会議室

▼必要書類

- ①給与の源泉徴収票
- ②住民票(市役所総合窓口課で交付)
- ③登記事項証明書(法務局で交付)

- ④収入印紙を貼付した売買契約書・請負契約書の写し
- ⑤住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書(借入先が発行)

- ⑥認め印(スタンプ式不可)
- ⑦本人名義の口座番号の分かるもの

*「認定長期優良住宅の特例」を受ける方は、次の2点も必要

- ⑧長期優良住宅建築等計画認定通知書の写し(県で交付)
- ⑨住宅用家屋証明書の写し(市役所税務課で交付)

または認定長期優良住宅建築証明書(建築士が発行)

※①②は平成25年1月1日以降に取得したもの
※会場にコピー機がないた

め、写しの必要なものは事前にコピーをして持参
※中古住宅および増改築の場合の必要書類は、税務署に要確認

▼問合先
市役所税務課 市民税G
内線205～207

所得税還付申告 (取手市役所藤代庁舎)

会場は、水戸地方法務局取手出張所に近い場所にあります。住宅借入金等特別控除の初年度の申告をする方は、法務局で登記事項証明書を取得した後に、この会場で申告すると便利です。

▼対象 医療費控除・雑損控除・住宅借入金等特別控除等の所得税の還付申告を受ける給与所得者・年金所得者や、中途退職し給与所得の年末調整が済んでいない方など

※給与・年金以外の所得がある方は税務署で申告(竜ヶ崎税務署では既に

還付申告受付を実施中)

▼日時
2月6日(水)～8日(金)
午前9時～11時30分
午後1時～3時

※混雑の状況で早めに受付を終了する場合あり

▼会場
取手市役所藤代庁舎(取手市藤代700※国道6号沿い)

▼問合先
竜ヶ崎税務署 ☎029
7・66・1303(代表)

所得税還付申告 (守谷市役所)

▼対象 所得税の還付申告を受ける給与所得者または年金所得者(給与・年金を1か所のみから支給され追加の控除がある方や、給与収入の合計が103万円以下で源泉徴収税額があり還付となる方など)

※給与・年金以外の所得がある方は税務署で申告

(竜ヶ崎税務署では既に還付申告受付を実施中)

※所得税が納税となる方の受付はできません

▼日時
2月14日(木)・15日(金)
午前9時～11時
午後1時30分～3時

※混雑の状況で早めに受付を終了する場合あり

▼会場
市役所大会議室

▼問合先
市役所税務課 市民税G
内線205～207

所得税還付申告 (竜ヶ崎税務署)

▼対象 市・県民税申告以外の申告のうち、所得税が還付となる全ての申告

▼日時
2月15日(金)まで
午前9時～午後5時
※土・日曜日、祝日を除く

▼問合先
竜ヶ崎税務署 ☎029
7・66・1303(代表)